

2012.1.5 発行
発行人 永沢晃
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com



東日本大震災、福島原発事故の復旧・復興、
消費税増税、「改正」通則法など今年も課
題山積。センターの発言を一層大きく

東京税財政研究センター

理事長 永沢晃
役員一同

東京税理士会館で初開催 92名参加（第45回公開講座）

45回目の公開講座は、初めて千駄ヶ谷の東京税理士会館を会場として、10月21日（金）午後1時から開催されました。会場には遠く北海道からの参加会員を含め92名の会員、税理士、会員事務所の職員などで、講座時間4時間の最後まで熱気に包まれました。（写真・次ページ左上）

冒頭開会の挨拶に立った理事長・永沢氏は、政府が検討している復興財源は「大企業は減税、庶民は増税」という本末転倒であることを批判しました。また、国税通則法「改正」問題では、納税者の権利擁護を放棄し課税庁の強権化を狙う部分のみの成立に動いている、と指摘しました。また、納税者の権利を擁護し、権利拡大のために果たさなければならない税理士の役割が大きくなっていることを強調しました。

報告の1番手は「東日本大震災・福島原発事故の被災者に対する税務行政に関する提言」につい

第46回公開講座

- ・国税通則法「改正」と
納税者の対応（未定稿）
 - * 予想される税務調査にどう対応するか。実務経験も交えて解明
- ・2011年分確定申告
 - ここに注意
 - * 消費税調査をにらんだ対策は？収支明細、決算書作成にあたっての注意は？改正税法も含めて
- ・「源泉所得税調査のポイントと対策」
 - * 課税庁重施策、強化される調査。対策は

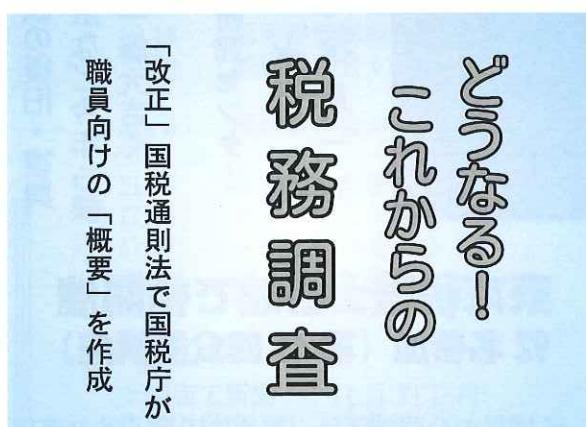
<会費>センター会員・会員関係者 3,000円
その他一般 5,000円
当講座は4時間の「受講時間認定」を申請します。

会日
場 時・二〇一二年一月二日（金）
・東京税理士会館
「国税通則法『改正』の実務への影響と
二〇一二年確定申告への対応」



て本川國雄会員。震災特例法の不備や矛盾を解明し、一人でも多くの被災者が公平・平等に税務上の救済が及ぶように提言にまとめ政府、関係機関等へ提出する提言案を解説しました。2番手は「税務調査への対応」について小田川豊作会員(写真・右)。法人調査への対策とその為の日常的

経理処理のポイントを細部にわたって的確に指摘しました。3番手は「税務行政の変化と特徴」について岡田俊明会員。全国国税局長会議の資料をもとに、今年1年間の税務行政の動向、税務調査の展開などを解説。また、急展開した「納税者権利憲章問題」「国税通則法改悪問題」の現状について報告しました。4番手は「税理士事務運営の特留事項」について飯島会員。今年6月30日付で国税庁長官が発遣した「税理士事務特留事項」通達。税理士の監視強化を打ち出し、税理士専門官による実地調査が増えていることなどを報告しました。



昨年11月30日参議院本会議において「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が可決成立了。これにより国税通則法及び所得税法等の個別法が「改正」された。公布日は平成23年12月2日となっている。

国税庁は、国税通則法の「改正」にともない、税務調査について、職員向けに以下の「概要」を作成して指示している。

[税務調査手続き等] (平成25年1月1日以後の税務調査から適用)

1. 事前通知

(通法74の9、74の10、通令30の4)

納税者及び税務代理権限証書を提出している税理士に対して、次の事項を通知する。(筆者注:当初案の「当該書面」が脱落している)

①調査開始日時 ②調査開始場所 ③調査の目

的 ④調査対象税目 ⑤調査対象となる期間 ⑥調査対象となる帳簿書類その他の物件 ⑦納税者の氏名・住所、調査担当者の氏名、所属官署等
*調査過程において事前通知以外の事項に非違が疑われる場合は質問検査を妨げるものではない。
*事前通知を要しない要件は平成23年度税制改正大綱に基づいて、平成25年1月1日までに通達を発送する。

2. 是認通知(通法74の11①)

「更正決定等をすべきと認められない旨」を記載した書面を納税者に交付する。

3. 調査結果の説明(通法74の11②)

更正決定等をすべきと認める場合は非違の内容、金額、理由を納税者に説明する。

4. 修正申告又は期限後申告の勧奨

(通法74の11③)

今般の国税通則法の改正により…勧奨ができることが法令上明確化された。不服申し立てはできないが更正の請求はできる旨書面を交付する。

5. 再調査(通法74の11⑥)

是認通知を交付した後等…新たに得られた情報に照らし非違があると認めるときは再調査ができる。

6. 帳簿書類等の「提示」、「提出」

(通法74の2~6)

質問検査権が国税通則法に集約されるとともに、質問、検査に加え、「提示」、「提出」を求めることができる事が法令上明確化された。

7. 提出された物件の留置き

(通法 74 の 7、通令 30 の 3)

①当該物件の名称、種類、数量、提出年月日、提出した者の氏名などを記載した書面を作成し、納税者に交付する。

②留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく返還する。

[処分の理由附記] (通法 74 の 14)

所得税法等の個別法により理由附記を行うこととされていない処分を含め、全ての処分に理由附記をする。したがって、平成 25 年 1 月 1 日以後に行う更正・決定、納税の告知（源泉所得税）、過少申告加算税・重加算税、差押等の滞納処分、申請等の却下等の処分はいずれも理由附記をする。

改悪国税通則法といわれる中、納税者・国民はしたたかに生きていかなければならぬ。租税国家において、租税は国家の基礎でもある。その国家は納税者・国民が主権者であることは憲法に規定されている。納税者・国民が主人公であるべき

税制の構築が求められる。今般の国税通則法の「改正」から納税者権利憲章の制定など納税者の権利部分が脱落したのは周知のことであるが、これについては附則第 106 条が設置され「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする」と規定された。昨年 12 月 10 日に決定された「平成 24 年度税制改正大綱」では「納税環境整備」の項で「附則第 106 条の趣旨を踏まえ、…引き続き検討を行います。」としているが、具体的な提起は全くされていない。附則第 106 条が当初案の「権利利益」から「権利」を脱落させた「納税者の利益保護」と「税務行政の適正かつ円滑な運営の確保」といういわゆるバランス論に立った納税環境整備論の限界であろう。

改悪とはいえ、国税庁が職員向けに作成した文書とともに、「改正」国税通則法に規定された税務調査手続等をよく研究し、したたかに利用していかれるよう期待したい。 （文責・飯島）

首相、各政党、政府関係機関などへ送付

212 通

「東日本大震災・福島第一原発事故の被災者に対する税務行政の提言」

東日本大震災による被害は死者 15,842 人、行方不明者 3,481 人、建物の全壊 127,019 戸、半壊 228,273 戸（12／16 警察庁）という状況である。このような未曾有の自然災害に加え、福島第一原子力発電所の事故という人災が重なり、被災者は困窮の生活を強いられている。

政府は「東日本大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（特例法）を 4 月 27 日に施行し、被災地納税者に対する一定の措置をとるとともに、国税庁は 4 月 5 日「東日本大震災により被害を受けた滞納者に対する滞納整理について」の通達を発遣、被災地の滞納者に対する一定の緩和措置をとった。しかし、これらの措置は大震災の規模、内容、多様性から見て、また原子力発電所の事故から発生した放射能被害、風評被害などに十分対応しきれてはいない。このような状況から被災者の生活の復旧・安定のために当センターでは仙台国税局、地元税理士・議員

らとの意見交換を行い、税の専門家という立場から関係機関に提言書を 11 月 16 日に提出した。その主な内容は以下のとおりである。

1 税務行政の執行にあたっての留意点

大震災の特徴点は以下のとおりであり、その特徴に沿った税務行政が重要である。

- (1) 地理的範囲が極めて広範囲にわたり複数の国税局にまたがる。
- (2) 被災者の職業が多種多様であり、所得の種類が多い。
- (3) 被災者が全国に離散、当該被災地の所轄税務署では対応しきれない。
- (4) 原始記録、帳簿、過去の申告事績等記録書類の滅失。
- (5) 被災地の自治体の崩壊、または弱体化による諸証明等の交付困難化。

2 税務行政の執行体制

- (1) すべての納税者の救済のための広報活動

- ① 税務署窓口・自治体の出先機関、自治会、業者団体等、N P O等ボランティア団体等を通じた説明書の全戸配付を徹底する。
- ② 国税庁のホームページのみならず、テレビ・ラジオ・新聞等マスメディアでの定期的広範囲な広報活動を行うこと。
- (2) 税の減免手続きは、行政のきめ細かい相談体制とともに、税理士会等の関係団体、業者団体や農協等の協力を求める。
- (3) 過去の課税事績のアクセス、青色申告、仕入税額控除等の課税庁の柔軟対応。

3 税の減免の基本的、共通的な提言

- (1) 大震災の特殊性に配意した特例法の早期制定。
- (2) 国税通則法 11 条の「災害のやんだ日」の従来の基準の見直しと「二月以内」の延長。
- (3) すべての被災者を救済する観点から繰越控除・繰戻還付の差別的運用の見直し。
- (4) 被災額の見積もりは被災者有利とし、被災者が算定した概算額の容認、簡便法の法令化。
- (5) 風評被害による損失を含む損害賠償額（営業保障）の非課税措置。

4 各税目の税制改正

(1) 所得税

[雑損控除]

- ① 雑損控除の「5年間」の延長とともに5年以内の場合の繰越控除と繰戻控除の併用
- ② 特例法の損害を受けた親族の所得制限をなくし、生計を一にする親族の場合の控除を納税者の選択とする。
- ③ 家財・家具の搬出費用は雑損控除の対象とする。

[被災事業用資産の損失]

- ① 平成 23 年分に限らず、震災関連での翌年分損失を対象とすべきである。
- ② 純損失の繰戻還付請求は青色・白色申告ともに 5 年間とし、各年の純損失の額を限度に繰越控除と併用する。

[被災代替資産の特別償却]

- 特例法の「5年」を「10年」に延長すべきである。

また原発事故関係は終息宣言後 10 年間とすべきである。

[特定事業用資産買替え等の場合の譲渡所得の特例]

10 年に延長し、原発関連は終息宣言後 10 年間とすべきである。

[特定事業用資産の買替特例]

法人の延長規定を個人にも適用すべきである。

[居住用財産の譲渡の特例]

阪神・淡路大震災では措置法通達 31 の 3-14 の「3年」が「7年」とされたが、今回はまったく規定がない。「10年」とすべきである。

(2) 相続税・贈与税

- ① 災害減免法の免除規定に納付済税額を対象に加えること。
- ② 同時死亡の場合、「相互に相続人になり得る」と新たに定めるか、「お互いに相続人とはならない」との解釈をしない等の特別の手当を講ずること。

(3) 法人税

[被災代替資産等の特別償却の特例]

- ① 所得税と同様、代替資産の取得期間を 10 年に延長すべきであり、原発事故に関しては終息宣言後 10 年とすべきである。
- ② 代替資産は特別償却だけでなく、圧縮記帳による全額損金算入とし特別償却との選択制にすべきである。

[特定資産の買替特例]

10 年に延長すべきであり、原発事故関連は終息宣言後 10 年とすべきである。

(4) 消費税

- ① 災害減免法を適用すべきである。
- ② 簡易課税選択の届出等の特例の取扱いには風評被害による減収も含めること。

(5) 地方税

所得税・法人税に連動する項目は同様の措置をすることとし、繰戻還付制度を新設し、これらによる減収額は国の責任において財源措置を講ずること。

(6) 滞納・納税に係る緩和・減免

- ① 通則法 11 条、46 条 1 項、46 条 2 項 1 号、微収法 151 条、法人税法 75 条の周知徹底と早期適用の実施。
- ② 4 月 5 日付「東日本大震災により被害を受けた滞納者に対する滞納整理について」通達の適用を被災地域のみならず、風評被害を含めて広く適用すべきである。

仙台
へ
石巻

予想される復興への困難な道のり 全ての被災者に税制措置を

センターではこの「提言」送付に先立ち、提言が指摘している問題点が現地の問題意識とリンクしているかを確認するため、11月14日（月）永沢理事長、本川副理事長、石塚専務理事、岡田理事の4人が日帰りという強行軍ではありましたが、仙台市、石巻市を訪問しました。

最初に訪問した仙台税制研究所では佐々木正彦、長谷川睦雄税理士が対応。税の還付（難損控除等）の広報は新聞、テレビなどで相当行われているが、高齢者に対する対応などは不十分だと思う。また、国の広報は相当あるが、自治体は自治体によって相当違いがある。一番の問題は相談会の会場を確保することが困難だということでした。

（写真・下）

☆仙台国税局広報・広聴室長に状況聴取

この後、税務官庁の広報実態を確認するために仙台国税局広報・広聴室を訪問。応対した工藤繁昭室長は災害関係の局の対応についてパンフレット、チラシ、データを示して詳細に説明。「義捐金が課税されると思い込んで相談に来ない」など特有の原因があると話していました。

一行は2台の車を連ねて一路石巻へ。道々、震災後8カ月を経過してなお屋根にブルーシートがかけられたままの家屋がいたるところに見えました。石巻は東北3県の中でも一番の被害が大きいところ。陸上に打ち上げられた船舶がまだ放置されたまま吹き始めた寒風にさらされていました。

（写真・右上）



また、まばらに建つ家々は流失を免れていますが、ことごとくが内臓部分は空白。それぞれ避難所生活と聞いて声も出ません。かつて日本でも屈指の水揚げを誇った石巻港。大きな地盤沈下で海面は岸壁すれすれ。既に陸地に大きな水たまりができる、橋をかけて通行するところもところどころに。一定の整理はされてきているのが見受けられますが、復興の道のりの長さが窺われました。

☆示唆に富んだ問題提起

最後に訪れたのは、自らも被災され家屋を流失、事務所の移転を余儀なくされ、避難所のまとめ役としても大奮闘された税理士・石巻市会議員の庄司慈明氏。自らの税理士業務復帰は偶然にも一行が訪れたその日。実に8ヶ月ぶりとか。

国税庁の被害救済広報は素人でもわかるとは言い難く、被災者に対する呼びかけは圧倒的に少ない。源泉還付について会社がまとめて税務署と相談しているところはいいが、そうでないところは疑問が残る。繰越控除は5年というがそれ迄に所得があるのか。担税力回復の時点まで考えるべきだ。損害額の算定は簡易計算ばかり強調するが、原則（時価）計算のマニュアルもない。生活支援法に基づいて支給される金員を損害額から控除すると国税庁は言っている。極めて問題だ。そのほか損壊の認定問題など現地ならではの示唆に富んだ問題提起をいただきました。センターの提言についてはその方向を支持していただきました。

（文責・石塚）

センター活動日誌

<講師活動・会議等>

2011. 9.11 神奈川土建
9.16 第1回三役会議
9.22 東京土建本部
東京土建世田谷支部
9.26 第2回理事会
9.27 日本橋第一経理事務所
9.29 東京土建渋谷支部・渋谷民
商
10. 3 第一経理
10. 4 神奈川税経新人会
10. 6 税経新人会城北支部
10. 7 全国税制研究所等合同提言
書提出
10. 9 神奈川土建計算センター
10.14 埼玉土建本部
10.18 栃木県朝鮮商工会
10.29 税経新人会シンポジウム
(西日本)
11. 5 税経新人会シンポジウム
(東日本)
11. 7 臨時三役会議
11.24 東京土建北支部
11.27 保険医団体連合会
12.15 第2回三役会議
12.21 第3回理事会

<投稿>

全国商工新聞
住民と自治
法と民主主義

11月21日付
12月号
12月号

(能登金剛)



新入会員紹介

※会員

・乾川 日出夫
住所 川口市北原台 1-2-2
事務所 豊島区東池袋 1-31-10
ドミール池袋 201
TEL／03-5944-9712 FAX／03-5944-9713

ホームページ情報

<http://touzeiken.net/>

- ・「東日本大震災・福島第一原発事故の被災者に対する税務行政に関する提言」「東日本大震災に係る二重ローンの解決及び復興財源調達に関する提言」をアップしています。
- ・全国税制研究所等交流コーナを設けました。

★ご意見、投稿は

center@touzeiken.net

ザ・コラム

「消費税とはどんな仕組み?」「事業者に負担を求めるものではありません。次々と転嫁され、最終的に商品を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担することになります。」

これは、国税庁ホームページ「消費税のあらまし」の抜粋である。聞くところによれば、税務の現場では最近仕入控除の全面否認は少なくなっている、ということだが未だに否認による法外な消費税を事業者が負担させられている。

問題は帳簿の記帳不備、原始記録の保存不備、帳簿の不提示などというが、前記の消費税の定義からはなはだ逸脱していると言えまい。仕入控除の否認は売上げの原価、諸経費が全くかからず売り上げを得たという奇想天外な経済活動を誕生させるし、原価や諸経費に消費税が転嫁されていないと言えば、「次々と転嫁」という定義がウソになる。矛盾はこれだけではない。

消費税が導入されて二十年以上を経て未だにこうした基本的な矛盾が放置され、法外な課税にさらされている。「少なくなっている」では片づけられまい。

(M・I)